

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員住宅の貸与の許可
根拠法令(例規)及び条項	美唄市職員住宅貸与規則第 3 条
法令(例規)番号	昭和 41 年 7 月 1 日規則第 11 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	総務課職員係
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 美唄市職員であること</li> <li>2 住宅に困窮している者</li> <li>3 行政管理運営上必要な者</li> </ul>
	審査基準未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	14 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	職員住宅の賃貸料の減免	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市職員住宅貸与規則第 4 条	
法令(例規)番号	昭和 41 年 7 月 1 日規則第 11 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	総務課職員係	
審 査 基 準	基 準	1 裁判所からの給与の差し押さえを受けている等特殊な事情がある場合 2 その他特に減免が必要と認められる場合
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	14 日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	庁舎利用の許可
根拠法令(例規)及び条項	美唄市庁舎管理規則第 13 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 41 年 11 月 21 日規則第 17 号
関 係 条 項	同規則第 14 条・第 15 条
所 管 課 係 名	総務課総務係
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 直接又は間接に市の事務、事業の便宜となるもの</li> <li>2 国、他の地方公共団体その他の公共団体で公用又は公共用に使用するもの</li> <li>3 公の学術調査、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等に使用するもの</li> <li>4 本市の職員の福利厚生又は職員団体の運営、育成の目的で使用するもの</li> <li>5 その他庁舎管理者が適当と認めるもの</li> </ul>
	<p>審査基準未設定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</li> <li>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</li> <li>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</li> </ul>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	行政財産の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市行政財産使用料条例第 3 条
法令(例規)番号	昭和 51 年 3 月 25 日条例第 1 号
関 係 条 項	地方自治法第 238 条の 4 第 4 項
所 管 課 係 名	総務課総務係 ほか
審 査 基 準	<p>同条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに該当するものについては、使用料を免除する。</p> <p>同条第 4 号の「前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき」とは、市職員の福利厚生に資するものに使用するとき、市の事務事業に資するものを使用するとき等である。</p> <p>使用料の一部減額については、過去に実例がないので設定しない。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	10 日
備 考	